

1. はじめに

(1) 基本構想策定の目的

本格的な高齢化社会を迎えつつある中で、個人が人間として尊厳を保ちながら、高齢者や障害者等が自立した日常生活を送り、社会参加できる環境の早急な整備が求められている。

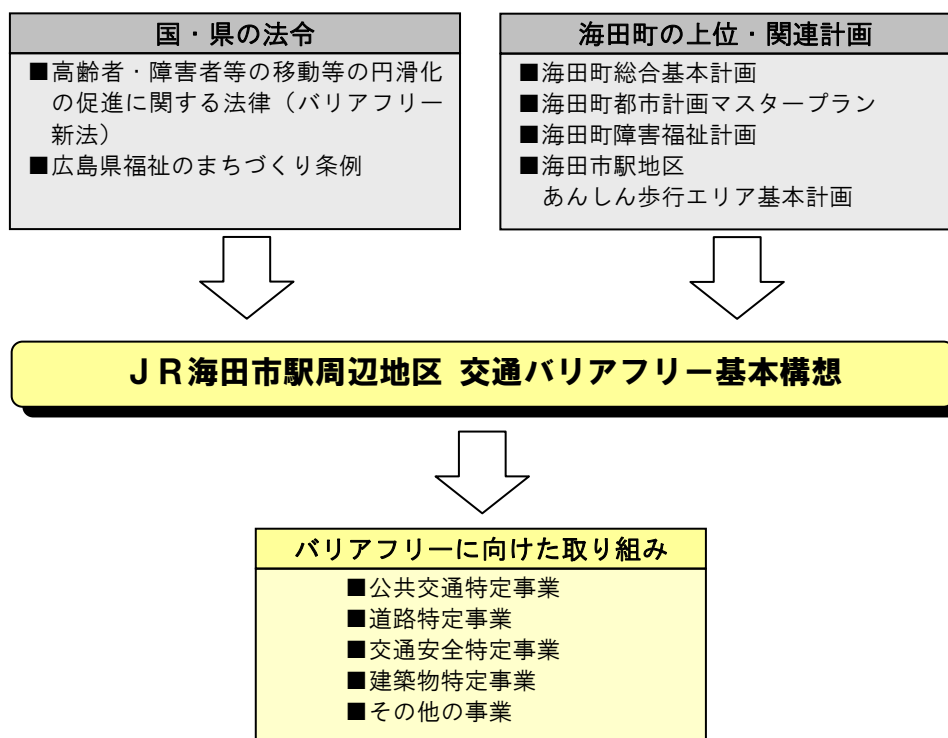
このような背景の中、建築物のバリアフリー化と公共交通機関のバリアフリー化を統合し、施策を拡充して推進するため、平成18年6月、バリアフリー化の対象施設への道路、路外駐車場、都市公園の追加等を内容とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が成立し、同年12月から施行された。

この基本構想は、バリアフリー新法に基づき、特定旅客施設（JR海田市駅）を中心とした地区において、バリアフリーに関するハードとソフト施策の整備方針や実施すべき事業を定め、本町における効果的なバリアフリー環境を実現していくために策定することを目的としている。

(2) 基本構想の位置づけ

この基本構想は、バリアフリー新法に基づくとともに、広島県福祉のまちづくり条例や、本町のまちづくりの方向性を示す上位・関連計画との整合を図りながら策定することとする。

なお、基本構想策定後は、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会などが具体的な事業計画を策定し、バリアフリー化に取り組むこととなる。



(3) 目標年次

国の施策目標年次との整合を図ることから、基本構想の目標年次を2010年（平成22年）とする。ただし、基本構想策定後も継続的に計画検討を進め、必要に応じて見直しを行うこととする。